

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則

### 告示

(開発指導課)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (川越比企振興)

○ (東部振興)

○県政広報ラジオ番組制作・放送業務の随意契約の相手方等の公示 (広聴広報課)

○県政広報テレビ番組制作・放送業務の随意契約の相手方等の公示 ( )

○都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)

○古物営業等管理システム開発委託業務に関する入札公告 (会計課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)

○ ( )

○ ( )

○外部監査人の監査の事務を補助させることができる者についての協議 (監査第一課)

## 規則

埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十三号

埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則

埼玉県優良宅地造成等認定規則(昭和四十九年埼玉県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニ、第六十二条の三四項第十五号ハ及び第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ、第六十二条の三四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三四項第十四号ハ」に改める。

第三条第一項及び第二項第四号の二並びに第三条の二中「第三十一条の二第二項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の三四項第十六号ニ」を「第六十二条の三四項第十五号ニ」に改める。

第九条及び第十二条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号ハ又は第六十二条の三四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ又は第六十二条の三四項第十四号ハ」に改める。

様式第一号中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

様式第二号中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

様式第三号中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

様式第四号中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

同様に「同様式の備考」中「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

同様に「同様式の備考」中「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ又は第62条の3第4項第14号ニ」に改める。

様式第五号中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告示

## 埼玉県告示第六百九十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年五月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年四月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

- 特定非営利活動法人転ばぬ先の会
- 三 代表者の氏名

堀越 和美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市新宿町五丁目二十一番地二十八エッセラ新宿一〇六号室

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者に対し、ふれあいと楽しい日常生活を提供し、誰もが安心して暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 埼玉県告示第六百九十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並

びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年五月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年四月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人越谷成年後見支援センター

三 代表者の氏名 齊田 徳太郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市南越谷四丁目十二番地三一九〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、成年後見制度の普及啓発と任意後見・法定後見の後見事務及びこれらに関する支援、相談を行うことにより、地域の高齢者や障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 埼玉県告示第六百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量 県政広報ラジオ番組制作・放送業務1番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日 平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社エフエムナックフレイズ 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2JACK大宮

5 契約金額 37,346,085円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

## 埼玉県告示第六百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

埼玉県知事 上田清司

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 購入等件名及び数量<br>県政広報テレビ番組制作・放送業務<br>2番組      | ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号<br>3 随意契約の相手方を決定した日<br>平成21年4月1日                  | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当 |
| 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地<br>埼玉県県民生活部広報課テレビ | 4 随意契約の相手方の氏名及び住所<br>株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号<br>5 契約金額<br>126,577,200円 |   |
|   | 6 契約の相手方を決定した手続<br>随意契約  |   |
|   | 7 随意契約とした理由  |   |

埼玉県告示第六百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十一年五月八日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

別記一

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	公聴会		公述申出書		都市計画の構想	
				期日及び時間	場 所	提出期間	提出先	閲覧期間	閲覧場所
一	新座	新座市	「区域区分」 「用途地域」	平成二十一年六月十一日午後二時から	新座市民会館会議室	平成二十一年五月八日から平成二十一年五月二十九日まで	新座市都市整備部まちづくり計画課、埼玉県都市整備部都市計画課	平成二十一年五月八日から平成二十一年五月二十二日まで	新座市都市整備部まちづくり計画課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八―八三〇―五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

別記1

## 公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市  
 の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し  
 出ます。

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) かい書で、横書きにしてください。

### 埼玉県告示第六百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年五月八日

埼玉県知事 上 田 景 司

#### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

古物営業等管理システム開発委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年2月26日（金）まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分が「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱 (平成21年3月31日付け入審第513号) に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱 (平成8年6月13日付け出物第180号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成19年3月27日付け出物第1153号) に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2243 ファクシミリ048-824-4607
- (2) 入札説明書の交付方法
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合  
「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。  
イ 紙媒体での入札を希望する場合  
上記(1)の場所において交付する (事前に電話により連絡をすること。)
- (3) 仕様書の交付方法  
上記(1)の交付場所において交付する (事前に電話により連絡をすること。)
- (4) 入札書受付期間
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月17日 (水) 午前10時30分まで  
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
ウ 郵送の場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月16日 (火) 午後5時まで (必着)  
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。  
(4) 持参の場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月17日 (水) 午前10時30分まで  
なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 開札の場所及び日時  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年6月17日 (水) 午前11時
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100分の5以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年6月10日 (水) 午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合  
同システムから確認申請する。  
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。  
(4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。  
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年埼玉県規則第106号) 第9条の規定に該当する入札書  
(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年5月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 庁330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Service of Development of Secondhand Merchandise Management System

(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 30 a.m., June 17 2009 By mail ; 5 : 00 p.m., June 16, 2009 In person ; 10 : 30 a.m., June 17, 2009

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Head-quarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2243

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

二 検査済証番号

平成二十一年四月三十日

第二一〇〇一三三〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字高野倉字吉野三三

一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡鳩山町大字高野倉三三

増田 和生

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月八日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年二月二十五日

指令東整第二一〇〇一三五〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月三十日

第二一〇〇一五五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字下小見野字上小見

野家附四番町飛地一〇五〇一の二の

一部、一〇五一―三の一部、一〇五一―

四、一〇五二―三の一部、一〇五三―

一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市神明町二八―六 リーブルⅢ

一〇一〇号

戸森 教夫

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月八日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十年十二月二十六日

指令東整第二一〇〇八五一号

二 検査済証番号

平成二十一年五月一日

第二一〇〇一三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字谷口字矢筑一五五

―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字谷口一五三番地

皆川 好彦

平成二十一年五月八日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年三月十九日

指令東整第二一〇〇一四四〇号

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人佐野勝正の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年五月八日

埼玉県監査委員 春日敏彦  
 埼玉県監査委員 米田正巳  
 埼玉県監査委員 田中龍夫  
 埼玉県監査委員 大山忍

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
小山 彰	埼玉県川口市芝下一丁目一番七―六〇四号	平成二十一年五月八日 平成二十二年三月三十一日
佐久間 仁志	埼玉県川越市岸町二丁目二八番地一二一(ルミエールA棟二〇一号室)	平成二十一年五月八日 平成二十二年三月三十一日
金井 千尋	埼玉県熊谷市万吉二三七六番地一一	平成二十一年五月八日 平成二十二年三月三十一日
土屋 文実男	埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目一五番一六号一二〇四	平成二十一年五月八日 平成二十二年三月三十一日
大野 夏美	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目八〇四番地三 ドミール大宮三〇一	平成二十一年五月八日 平成二十二年三月三十一日
池田 博行	埼玉県春日部市金崎四一番地	平成二十一年五月八日 平成二十二年三月三十一日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県監査委員会 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)